

(要領様式第1号)

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

26北信地環110号
平成26年10月2日
長野県北信地方事務所長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書（一般廃棄物処理施設の設置許可）

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	○
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事 項		内 容(該当する項のみに記載する)	
条 例 第 37 条	① 氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	長野県飯山市大字静間280番地1 飯山陸送株式会社 代表取締役 勝山一成	
	② 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県中野市大字豊津字冷田5055番地	
	③ 廃棄物の処理施設の種類	ごみ処理施設（使用済みきのご培地の乾燥施設）	
	④ 処理を行う廃棄物の種類	○一般廃棄物 使用済みきのご培地	
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	14.4t/日（0.6t/h：24時間稼働）	
	⑤ 変更の概要(変更許可等の場合)	新	旧
条 例 37 条	⑦ 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 中野市裕区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
	⑧ 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) (1) 中野市長 (2) 裕区に住所若しくは居所又は事業所若しくは事業場を有する者 (3) 当該施設を設置する土地の所有者 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る周辺地域への説明会の実施に関する指針第2の1(1)及び(2)	
	⑨ 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	(日時) 第1回 平成26年8月23日(土) 午後7時より 第2回 平成26年8月24日(日) 午後7時より (場所) 会場名：中野市裕区生活改善センター	
	⑩ 事業計画概要説明会終了報告書の縦覧場所、期間及び時間	(縦覧場所) 長野県北信地方事務所環境課 (期間) 平成26年10月3日(金)～10月16日(木) (土曜日、日曜日及び祝日を除く) (時間) 午前8時30分～午後5時まで	

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第37条	○第36条第1項の対象関係市町村長 ○第36条第1項の対象関係住民	○事業計画概要説明会 終了報告書の内容	15号	提出期限 平成26年10月16日 (木) 提出先 長野県北信地方事務所環境課

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 条例第41条の規定に基づく意見書については、縦覧することを予定しております。意見書を提出した方の住所（地番の部分に限る）、氏名及び電話番号は墨塗りのうえ縦覧されます。
- ・ 提出書類はいずれも日本工業規格A列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。